

「広告表示等に関する問い合わせ・相談受付状況」

当協議会には、新聞・チラシ広告、テレビCM等の広告の作成やプライスボード、価格表等の作成に関する相談が、会員事業者の他、広告代理店や新聞社、情報誌社などの広告関係事業者からも数多く寄せられ、その内容も様々なものとなっています。

当ページでは、その月に寄せられた内容を分析し、受付状況やその月に多く見られた事例などを、公開しております。

また、多くみられる広告表示についての事例につきましては、「[広告表示・景品提供に関するFAQ-会員・広告関係事業者の方々へ-](#)」にまとめておりますので、広告等を作成する際の参考にして下さい。

相談受付件数

平成25年11月に受け付けた相談は106件でした。車種別の内訳は、新車関係47件、中古車関係38件、内容別の内訳は、表示関係74件、景品関係17件でした。

	新車関係	中古車関係	新・中以外	計
	47	38	21	106
表示関係	42	31	1	74
景品関係	5	5	7	17
その他	0	2	13	15

相談者内訳

相談者の内訳としては、「広告代理店等」と「自動車関係団体」がそれぞれ29件となり、合わせると全体の約55%を占めています。

	新車関係	中古車関係	新・中以外	計
広告代理店等	18	7	4	29
メーカー系ディーラー	8	8	5	21
自動車関係団体	12	9	8	29
中古車情報誌社	1	7	0	8
中古車専門店	1	3	2	6
メーカー	3	1	2	6
新聞社	3	0	0	3
テレビ・ラジオ局	1	0	0	1
その他	0	3	0	3

新車関係

◆表示関係の相談内訳

11月は「価格の表示」に関する問い合わせが13件で全体の31%を占めています。また、個別の項目でみると「税金」に関する問い合わせが最も多く、その内容は主に消費税率引上げに関する問い合わせです。

項目	件数	項目	件数
①価格の表示	13	③特定用語	3
表示方法	7	最上級	1
値引き表示	1	新発売等	2
割賦・リース	4	④広告表現・企画の可否	3
その他（価格）	1	企画の可否	2
②特定事項の表示	9	抽象的な問合せ	1
燃費	6	⑤税金・諸費用	11
安全・環境	2	税金	11
特別仕様・限定	1	⑥その他	3
		合計	42

◆景品関係の相談内訳

項目	件数	項目	件数
一般懸賞(抽選等)	2	抽象的な問合せ	2
オープン懸賞	1	合計	5

★今月のポイント★ 今回は、「消費税率引上げ前の購入がお得である旨」の表示に関する事例を紹介します。

問い合わせ内容

来年4月の消費税率引上げが決定したことを受けて、「消費税率の引上げ前に購入した方がお得であること」を広告したいのですが、問題はありますか？

問い合わせへの回答

結果として事実と反することになるおそれがあるため、「消費税率引上げ前の購入がお得である旨」を表示することは慎む必要があります。

《考え方》

消費税率が引き上げられた後、各社が販売促進を図るため、販売条件（値引き、ローン金利等）の見直しを行うことも考えられ、「消費税率引上げ前の購入がお得（有利）である旨」の表示は、結果として事実と反することになる（不当表示となる）おそれがあります。

消費税率引上げに伴う対応方法や「消費税率引上げ前の購入がお得である旨」に関する表示の留意点については、[「消費税率の引き上げに伴う価格表示方法等の対応の手引」](#)をご参照下さい。

中古車関係

◆表示関係の相談内訳

11月は「価格の表示」に関する問い合わせが14件で全体の約45%を占めています。次に、「必要表示事項の表示」や「広告表現・企画の可否」に関する問い合わせが寄せられています。

項目	件数	項目	件数
①価格の表示	14	③特定事項	1
表示方法	3	品質	1
付属品・特別仕様	2	④おとり広告	2
値引き表示	2	⑤税金・諸費用	2
支払い総額	5	税金	1
割賦・リース	2	諸費用	1
②必要表示事項の表示	6	⑥広告表現・企画の可否	6
保証の有無	1	広告表現の可否	2
リサイクル料金	1	企画の可否	3
通信販売	1	抽象的な問合せ	1
必要表示事項全般	3	合計	31

◆景品関係の相談内訳

項目	件数	項目	件数
総付景品(もれなく)	1	その他(共同懸賞等)	1
一般懸賞(抽選等)	3	合計	5

★今月のポイント★ 今回は、「『消費税込価格』と『消費税抜価格』の併記」に関する事例を紹介します。

問い合わせ内容

「消費税込価格」と併せて「消費税抜価格」を表示する際、「消費税抜価格」を「消費税込価格」より大きく表示することはできますか？

問い合わせへの回答

「消費税抜価格」を「消費税込価格」より大きく表示することはできません。

《考え方》

規約では「消費税込価格」を表示することが定められているため、「消費税込価格」を明瞭に表示する必要があります。

正しい表示例

- 現金販売価格 108万円（消費税込）
- 現金販売価格 108万円（消費税8万円含む）
- 現金販売価格 108万円（消費税抜価格100万円）
- 現金販売価格 108万円（消費税抜価格100万円＋消費税8万円）

問題となる表示例

- ・現金販売価格 100万円（消費税抜）
- ・現金販売価格 100万円＋消費税
- ・現金販売価格 100万円（消費税8万円）
- ・現金販売価格 100万円（税込108万円）

詳細については、「[消費税率の引き上げに伴う価格表示方法等の対応の手引](#)」をご参照下さい。